

目次

中国運輸局編

《法令の改正》

◎車 両 法：令和5年6月16日公布、
令和7年6月1日施行
法律第63号まで

◎施行規則：令和8年2月16日
公布、施行
国土交通省令第9号まで

◎点検基準：令和5年10月20日公布、
令和5年12月21日施行
国土交通省令第86号まで

◎審査規程：令和7年12月24日公布、
令和8年1月1日施行
第69次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	14
4 自動車の点検整備制度	15
5 自動車の検査制度	20
6 整備工場の認証制度	28
7 指定制度（工場関係）	39
8 指定制度（検査員関係）	50
9 指定制度（保安基準適合証関係）	51
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	69

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	80
2 自動車の装置一般	85
3 自動車の車体関係	92
4 自動車の室内関係	97
5 自動車の騒音・排ガス関係	106
6 自動車の灯火関係	108
7 警音器・後写鏡・速度計 他	120
8 テスタ等による機能維持確認	124

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	137
2 年度別計算問題	138

第4章 年度別試験問題

1 令和7年度 第1回	157
2 令和7年度 第2回	167
3 令和6年度 第1回	175
4 令和6年度 第2回	184
5 令和5年度 第1回	193
6 令和5年度 第2回	201
7 令和4年度 第1回	210
8 令和4年度 第2回	218

1 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	7
3. 自動車の種別 (法令)	8
4. 自動車の種別 (内容)	8

2 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	9
2. 新規登録の申請	10
3. 自動車登録番号標の封印等	10
4. 変更登録	11
5. 移転登録	12
6. 一時抹消登録	12
7. 自動車登録番号標の表示の義務	12
8. 車台番号等の打刻	13
9. 打刻の塗まつ等の禁止	13
10. 職権による打刻等	14
11. 譲渡証明書	14

3 保安基準

1. 保安基準	14
---------	----

4 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	15
2. 日常点検整備	16
3. 定期点検整備 (期間)	16
4. 定期点検整備 (基準・内容)	17
5. 点検整備記録簿	19
6. 整備命令等	19

5 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	20
2. 自動車検査証の記載事項	20
3. 新規検査	21
4. 自動車検査証の有効期間	21
5. 自動車検査証の有効期間の起算日	22
6. 継続検査	23
7. 自動車検査証の備付け・検査標章の表示	23
8. 自動車検査証記録事項の変更	24
9. 構造等変更検査	25
10. 自動車検査証等の再交付	25
11. 予備検査	26
12. 限定自動車検査証	26
13. 自動車部品を装着した場合の取扱い	27

6 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	28
2. 認証	29
3. 認証基準	29
4. 特定整備の定義	30
5. 認証における取扱い	32
6. 特定整備事業者の変更届・事業の廃止	32
7. 特定整備事業者の標識	33
8. 特定整備事業者の義務	34
9. 特定整備記録簿	34
10. 特定整備事業者の設備の維持	35

11. 特定整備事業者の遵守事項	35
12. 整備主任者	38
13. 事業の停止	39

7 指定制度 (工場関係)

1. 指定自動車整備事業の指定等	39
2. 工場の設備、技術及び管理組織	40
3. 自動車の検査の設備	43
4. 要員関係の基準の解釈	44
5. 作業場等の基準の解釈	47
6. 検査の設備の共用等	48
7. 設備の維持	49
8. 検査用機器の校正	49

8 指定制度 (検査員関係)

1. 自動車検査員の選任	50
2. 自動車検査員の要件	50
3. 自動車検査員の兼任	50
4. 自動車検査員の解任	51

9 指定制度 (保安基準適合証関係)

1. 指定事業者による保安基準適合証の交付 (法令)	51
2. 指定事業者による保安基準適合証の交付 (実務)	53
3. 保安基準適合証等の交付範囲	53
4. 指定事業者の点検の基準	54
5. 自動車検査員による検査の基準	55
6. 自動車検査員による証明 (証明方法)	58
7. 自動車検査員による証明 (同一性等の確認)	59
8. 自動車検査員による証明 (複数の自動車検査員が分担して行う場合)	59
9. 自動車検査員による点検	60
10. 自動車検査員の服務	60
11. 自動車検査員の作業範囲	61
12. 保安基準適合証等の有効期間	63
13. 保適を提出した場合の取扱い	63
14. 保安基準適合標章の表示	63
15. 保安基準適合標章の取扱い (紙による方法)	64
16. 保安基準適合証の取扱い (電磁的方法)	64
17. 走行距離計表示値の取扱い	66
18. 保安基準適合証の取扱い (最終の検査申請日)	66
19. 自賠償保険証明書の備付け	68
20. 自賠償保険証明書の提示	68
21. 限定保安基準適合証	69

10 指定制度 (記録簿・罰則・変更届)

1. 指定整備記録簿	69
2. 指定整備記録簿 (記載要領)	70
3. 指定整備事業者の罰則の適用	72
4. 保安基準適合証の交付の停止等	73
5. 指定整備事業者の変更届等	73
6. 指定整備事業者の標識	74
7. 自動車重量税の不納付による 自動車検査証の不交付等	74
8. 不正使用等の禁止	74
9. 不正改造の禁止	75

5 自動車の検査制度

1 自動車の検査及び自動車検査証

[過去出題例]

1. 自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な（ ）の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。[R6.1]
2. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。[R4.1]

◎正解 1…自動車検査証：2…○

[関係法令]

◆車両法◆第 58 条（自動車の検査及び自動車検査証）

1. 自動車（国土交通省令〔施行規則第 35 条の 2〕で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という）及び小型特殊自動車を除く）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣（検査対象軽自動車は軽自動車検査協会）の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

▷次に掲げるものが検査対象軽外自動車。

- ①二輪の軽自動車
- ②カタピラ及びソリを有する軽自動車
- ③二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引される軽自動車

2 自動車検査証の記載事項

[過去出題例]

1. 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により（ ）されたカードとする。[R6.2]
2. 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）が（ ）方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された（ ）とする。[R5.1]
3. （ ）状態における軸重は、自動車検査証に記載すべき事項の一つである。[R3.2]
4. 車両総重量が 7t 以上の貨物の運送の用に供する普通自動車に備えられる燃料タンクの「個数及びそれぞれの容量」は、自動車検査証に記載すべき事項である。[R3.2]
5. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が（ ）以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量については、自動車検査証に記載すべき事項である。[R3.1]
6. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が 4t 以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量は、自動車検査証に記載される事項である。[R6.1]

◎正解 1…記録：2…電子的 / カード：3…空車：4…○：5…7t：6…×

[関係法令]

◆車両法◆第 58 条（自動車の検査及び自動車検査証）

2. 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令〔施行規則第 35 条の 3〕で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項（以下「自動車検査証記録事項」という）が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録されたカードとする。

◆施行規則◆第 35 条の 3（自動車検査証の記載事項）※抜粋

法第 58 条第 2 項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- ◎原動機の総排気量又は定格出力
- ◎空車状態における軸重
- ◎貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が 7 トン以上のものにおいては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量

3 新規検査

[過去出題例]

1. 一時抹消登録を受けた自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に係る登録識別情報等通知書を提示しなければならない。[R6.1]

◎正解 1…○

[関係法令]

◆車両法◆第 59 条（新規検査）

1. 登録を受けていない第 4 条に規定する自動車〔登録自動車〕又は次条第 1 項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という）若しくは二輪の小型自動車を実行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣（検査対象軽自動車は軽自動車検査協会）の行う新規検査を受けなければならない。
2. 新規検査（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に係るものを除く）の申請〔施行規則第 36 条〕は、新規登録の申請と同時にしなければならない。
 - ▷一時抹消登録を受けた自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に係る登録識別情報等通知書を提示しなければならない。

4 自動車検査証の有効期間

[過去出題例]

1. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにおいては（①）年、その他の自動車においては（②）年とする。（初めて自動車検査証を交付する場合を除く。）[R7.2]
2. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにおいては 2 年、その他の自動車においては 3 年とする。[R5.2]
3. 乗車定員（2 + 10 / 1.5）人の専ら幼児の運送を目的とする普通自家用自動車の自動車検査証の有効期間は 2 年である。[R4.2]
4. 新規検査の結果、初めて自動車検査証の交付を受ける乗車定員 29 人の自家用自動車の自動車検査証の有効期間は 1 年である。[R4.1]
5. 新規検査の結果、初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量 8 t 未満の貨物の運送の用に供する自家用自動車の自動車検査証の有効期間は 2 年である。[R3.1]
6. 乗車定員 5 人、車両総重量 1,990kg の事業用自動車（タクシー）の自動車検査証の有効期間（2 回目以降）は（ ）年である。[R4.1]
7. 乗車定員 2 名、車両総重量 24,950kg、最大積載量 11,000kg の自家用貨物自動車（被牽引自動車を除く）の自動車検査証の有効期間（2 回目以降）は（ ）年である。[R4.1]
8. 乗車定員 7 人、車両総重量 3,450kg の自家用特種自動車（キャンピング車）（貸渡を除く）の自動車検査証の有効期間（2 回目以降）は（ ）年である。[R4.1]

9. 乗車定員 2 名、車両総重量 350kg の自家用小型二輪自動車(貸渡を除く)の自動車検査証の有効期間(2 回目以降)は () 年である。[R4.1]

◎正解 1…① 1/② 2 : 2…× : 3…× (2年⇒1年) : 4…○ : 5…○ : 6~7…1 : 8~9…2

【関係法令】

◆車両法◆第 61 条 (自動車検査証の有効期間)

1. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令〔施行規則第 37 条〕で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては 1 年、その他の自動車にあつては 2 年とする。
▷施行規則第 37 条で定める検査証の有効期間が 1 年となる自家用自動車は、次に掲げるもの。
 - ①乗車定員 11 人以上の自家用自動車
 - ②幼児用自家用自動車
 - ③レンタカー
▷乗車定員 10 人以下の自動車のうち、貨物を除いた大型特殊自動車及び分粒体運搬車等の特種貨物自動車を除いた特種用途自動車で最大積載量のないもの(500kg 以下の積載量はないものとして取り扱う)は、自動車検査証の有効期間が 2 年となる〔実施要領 3-4-18 (1)〕。
2. 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第 1 項〔新規検査〕又は第 71 条第 4 項の規定〔予備検査証の提出〕により自動車検査証を交付する場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。
 - (1) 前項の規定により自動車検査証の有効期間を 1 年とされる自動車のうち車両総重量 8 トン未満の貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令〔施行規則第 37 条〕で定める自家用自動車であるもの… 2 年
▷初回 2 年とならない自動車は、次に掲げるもの。
 - ①貨物のレンタカー
 - ②乗車定員 11 人以上の自家用自動車
 - ③幼児用自家用自動車
 - (2) 前項の規定により自動車検査証の有効期間を 2 年とされる自動車のうち自家用乗用自動車(人の運送の用に供する自家用自動車であつて、国土交通省令〔施行規則第 37 条〕で定めるものを除く。)及び二輪の小型自動車であるもの… 3 年
▷初回 3 年から除かれる自家用自動車は、次に掲げるもの。
 - ①車両総重量 8t 以上の自家用自動車
 - ②乗車定員 11 人以上の自家用自動車
 - ③レンタカー
 - ④幼児用自家用自動車
 - ⑤自家用三輪自動車
 - ⑥特種
 - ⑦自家用大型特殊自動車

5 自動車検査証の有効期間の起算日

【過去出題例】

1. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の 2 か月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。[R7.1]
2. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第 72 条第 1 項の規定により記録する日とする。[R6.1]
3. 自動車検査証の有効期間満了日が令和 5 年 7 月 1 日である乗車定員 5 人の自家用乗用自動車に対し、令和 5 年 7 月 3 日に有効期間の更新を行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了日は、令和 7 年 7 月 3 日となる。[R5.1]
4. 自動車予備検査証又は限定自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車予備検査証又は限定自動車検査証を交付する日とする。[R6.2]

第2章 保安基準

中国運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連の出題については、自動車製作年月を試問実施年度の3年前とすることが多い。そこで、第2章は、特にことわりのない限り、令和5年7月に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録している。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	80
2. 不適切な補修等	81
3. 長さ、幅及び高さ	82
4. 最低地上高	83
5. 車両総重量	84
6. 安定性	84
7. 最小回転半径	84

2 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	85
2. 速度抑制装置	86
3. 走行装置	87
4. 操縦装置	88
5. 施錠装置	88
6. 制動装置	89
7. 緩衝装置	90
8. 燃料装置	90
9. 電気装置	91

3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	92
2. 車体表示	93
3. 巻込防止装置	94
4. 突入防止装置	95
5. 前部潜り込み防止装置	96

4 自動車の室内関係

1. 乗車装置	97
2. 運転者席	98
3. 座席	98
4. 座席ベルト等	99
5. 座席ベルト非装着時警報装置	100
6. 頭部後傾抑止装置等	101
7. 通路	102
8. 乗降口	102
9. 非常口	103
10. 物品積載装置	104
11. 窓ガラス（貼付物等）	104

5 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	106
2. ブローバイ・ガス還元装置	107
3. 排気管	107

6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	108
2. すれ違い用前照灯	109
3. 前部霧灯	109
4. 車幅灯	110
5. 昼間走行灯	110
6. 前部反射器	111
7. 側方灯・側方反射器	111
8. 番号灯	112
9. 尾灯	112
10. 後部霧灯	113
11. 後部反射器	113
12. 大型後部反射器	114
13. 制動灯	114
14. 補助制動灯	115
15. 後退灯	116
16. 方向指示器	116
17. 補助方向指示器	118
18. 非常点滅表示灯	118
19. その他の灯火等の制限	119

7 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	120
2. 非常信号用具	120
3. 後写鏡	121
4. 窓ふき器等	121
5. 速度計等	122
6. 消火器	122
7. 内圧容器	123
8. 運行記録計	123
9. 緊急自動車	124
10. 道路維持作業用自動車	124

8 テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスタ）	124
2. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	125
3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	125
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ）	128
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	130
6. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き （前照灯試験機）	132
7. 警音器の音の大きさ（騒音計等）	134
8. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	135

1 自動車の構造関係

1 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 「ガラス開口部」とは、ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を含んだ部分をいう。[R7.2/R6.2/R3.1]
- ☑2. 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、側車付二輪自動車に該当しないものをいう。[R3.2]
- ☑3. 「小人定員」とは、6才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。[R7.1/R6.1]
- ☑4. 「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。[R5.1]
- ☑5. 「走行中に使用しない灯火」とは、点灯したままでは走行することができない構造の自動車に備えるもの、駐車制動装置が作動しているときに限り点灯するもの又は変速装置の変速レバーがP又はNの位置にあるときに限り点灯するものをいう。[R4.2/R4.1/R3.2]
- ☑6. 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、()、切損、亀裂又は腐食をいう。
[R7.2/R7.1/R6.2]
- ☑7. 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は()をいう。[R5.2]
- ☑8. 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。[R5.1]
- ☑9. 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。[R5.2]
- ☑10. () 座席ベルトは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。[R5.1]
- ☑11. 連鎖式点灯の方向指示器であって、照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものの照明部に外接する長方形は、その長辺がH面(灯火器の基準中心を含む水平面)に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は()以上であること。[R4.1/R3.1]
- ☑12. 「OBD検査」とは、目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査することをいう。[R7.2]

◎正解 1…×：2…○：3…×：4…○：5…○：6…破損：7…腐食：8…○：9…○：10…第二種：
11…1.7：12…○

[関係法令]

◆審査規程1-3 用語の定義・抜粋

用語	内容
ガラス開口部	ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除いた部分をいう。
空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備を装着した状態をいう [以下略]。 ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。
三輪自動車	3個の車輪を備える自動車であって、側車付二輪自動車に該当しないものをいう。
小人定員	12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

用語	内容
積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。 ▷積車状態の自動車の重量を「車両総重量」という。
走行中に使用しない灯火	点灯したままでは走行することができない構造の自動車に備えるもの、駐車制動装置が作動しているときに限り点灯するもの又は変速装置の変速レバーがP又はNの位置にあるときに限り点灯するものをいう。
損傷	当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。
燃料電池自動車	水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。
第二種座席ベルト	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。
連鎖式点灯	一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全て〔一部省略〕の要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。 ◎方向指示器（照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る）の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面（灯火器の基準中心を含む水平面）に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。
OBD 検査	目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査することをいう。（OBD：On-Board Diagnostics）

2 不適切な補修等

[過去出題例]

1. 普通特種自動車（車体の形状：タンク車）に最大積載容積及び積載物品名が、手で容易に取り外すことができるマグネット板を用いて表示されていたため、基準に適合しないものと判断した。[R4.2]

◎正解 1…○

[関係法令]

◆審査規程4-4 不適切な補修等・要約

[保安基準に適合しないもの] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

①装置又は部品の取付け
ア. 粘着テープ類（*1）、ロープ類又は針金類による取付け
イ. 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取り外すことのできる方法による取付け
ウ. 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
エ. フェンダー等走行装置の回転部分附近の車体にベルト類、ホース類、粘着テープ類（*2）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
オ. 装備義務がある灯火器の配線、配線の周囲の保護部材等が、自動車の外側表面上に確認できるもの（*3）
カ. 運転者席の保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの
②装置又は部品の取外し
ア. 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体が取外されていないもの ▷カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。
イ. 不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る電球、光源及び全ての配線が取外されていないもの（速度表示装置を除く）
ウ. タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

3 巻込防止装置

[過去出題例]

- ☑1. 車両総重量 8t 以上の普通貨物自動車に備える巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 () mm 以下、その上縁の高さが地上 () mm 以上となるように取付けられていること。 [R7.2/R6.2]
- ☑2. 車両総重量 8t 以上の普通貨物自動車に備える巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 550mm 以下、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取付けられていなければならない。 [R5.2]

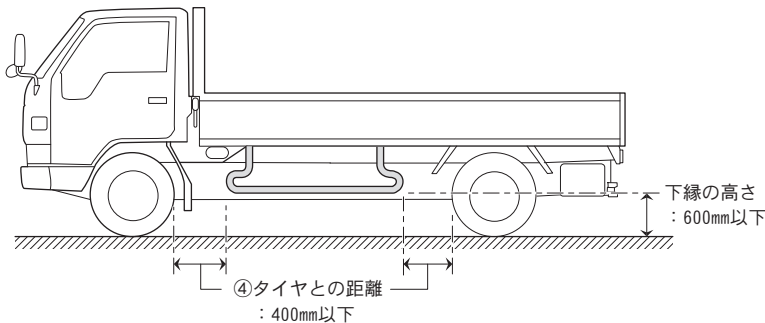
◎正解 1…450/650 : 2…×

[関係法令]

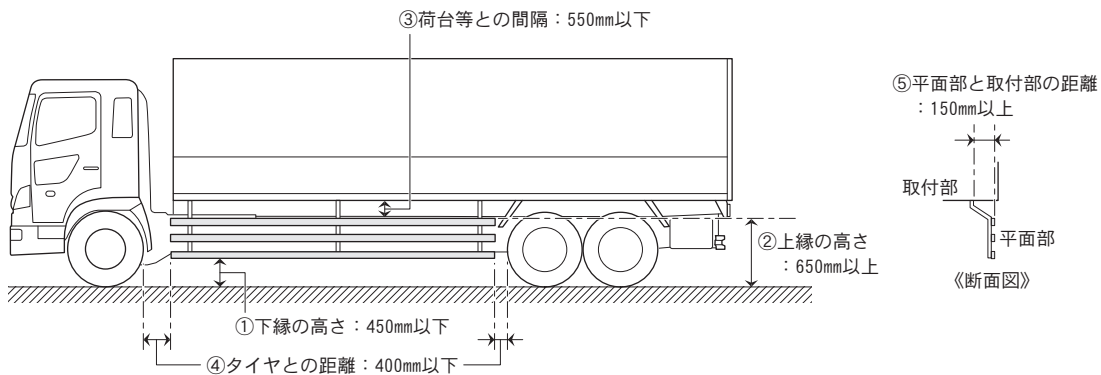
◆審査規程 7-36 巻込防止装置・要約

[巻込防止装置] ※昭和 55 年 11 月 1 日以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

装備が必要な自動車	平面部の形状	①下縁の高さ	②上縁の高さ	③荷台等との間隔	④平面部とタイヤとの距離	⑤平面部と取付部の距離
大型自動車を除く普通貨物自動車	鋼管一本等でもよい	下縁の高さが地上 600mm 以下であればよい				
大型自動車 (車両総重量 8t 以上及び最大積載量 5t 以上の普通自動車)	①一体板物 ②すのこ状 ③網状 ④棒状 (3 本以上)	地上 450mm 以下	地上 650mm 以上	550mm 以下	400mm 以下	150mm 以上内側



【大型自動車以外の巻込防止装置】



【大型自動車の巻込防止装置】

1 ブレーキ・制動力

1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1 N は、質量 1 kg の物体に 1 m/s^2 の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約 9.8 m/s^2 であることから、質量 1 kg の物体に作用する重力は、 $1 \text{ kg} \times 9.8 \text{ m/s}^2 = 9.8 \text{ N}$ ということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている（重量の単位は慣習的に「kg」が使われている）。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1 N/kg は重量 1 kg あたり 1 N の制動力であることを表している。仮に自動車の重量が 1000 kg であるとする、制動力は 1000 N となる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量 1 kg に作用する重力は 9.8 N であることから、制動力の割合は 9.8 N/kg となる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90 N/kg」と定められている。9.8 N/kg を基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92 N/kg」「1.96 N/kg」「0.98 N/kg」「0.78 N/kg」は、9.8 N/kg のそれぞれ 40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目		制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 4.90 N/kg 以上 であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90 N/kg を 3.92 N/kg に読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.98 N/kg 以上 であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78 N/kg 以下 であること。
駐車ブレーキ		制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96 N/kg 以上 であること。

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に 55 kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90 N/kg 以上」「3.92 N/kg 以上」「0.98 N/kg 以上」「0.78 N/kg 以下」「1.96 N/kg 以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（小数第3位を切り捨て・切り上げ）などに注意する。

2 年度別計算問題

1 令和7年度 第1回問題

【1】主要諸元が〔A表〕の小型四輪貨物自動車について、検査機器による制動力検査を実施したところ〔B表〕に示す結果を得た。道路運送車両の保安基準その他関係法令に照らし、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。なお、ブレーキ・テストのローラは乾燥状態であり、また、審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することができない状態とする。

- (1) この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、〔C表〕①～⑤の計算値を求めなさい。このときの計算値については、左右差の値は小数点第3位を切り上げ、制動力の値は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで記入しなさい。
- (2) 〔C表〕⑥～⑩の判定結果について、(1)で求めた値が道路運送車両の保安基準に適合するものには○を、適合しないものには×を記入しなさい。

〔A表〕

初度登録年月	令和4年7月
乗車定員	3人
空車時前軸重	1,270kg
空車時後軸重	720kg
最大積載量	1,000kg
最高速度	160km/h

〔B表〕

主制動力	前軸	右	3,800N
		左	3,010N
	後軸	右	1,880N
		左	1,690N
駐車ブレーキの制動力		右	1,840N
		左	1,680N

〔C表〕

項目			計算値	判定結果
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	① N/kg	⑥
		審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	② N/kg	⑦
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	③ N/kg	⑧
力	総和	審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の値	④ N/kg	⑨
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値			⑤ N/kg	⑩

①審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値

- ・①は、前軸の制動力の左右差を審査時車両状態における前軸重で除した値である。
- ・制動力の前輪左右差＝主制動力（前輪 右－左）＝ $3800\text{N} - 3010\text{N} = 790\text{N}$
- ・審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前軸重）＋ $55\text{kg} = 1270\text{kg} + 55\text{kg} = 1325\text{kg}$
- ・以上の結果、①は次のとおりとなる。

$$\textcircled{1} = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{790\text{N}}{1325\text{kg}} = 0.596\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位を切り上げ、小数点第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「6」であり、これを切り上げると、答えは「① 0.60N/kg」となる。
- ・判定根基準値は、「0.78N/kg 以下」であり、計算値は「0.60N/kg」であることから、判定結果⑥は「○」となる。

②審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値

- ・②は、後軸の制動力の左右差を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・制動力の後輪左右差＝主制動力（後輪 右－左）＝ $1880\text{N} - 1690\text{N} = 190\text{N}$
- ・審査時車両状態における後軸重＝車両重量（後軸重）＝ 720kg
- ・以上の結果、②は次のとおりとなる。

$$\textcircled{2} = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{190\text{N}}{720\text{kg}} = 0.263\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位を切り上げ、小数点第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「3」であり、これを切り上げると、答えは「② 0.27N/kg」となる。
- ・判定根基準値は、「0.78N/kg 以下」であり、計算値は「0.27N/kg」であることから、判定結果⑦は「○」となる。

③審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値

- ・③は、後軸の制動力の和を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・後輪制動力＝主制動力（後輪 右＋左）＝ $1880\text{N} + 1690\text{N} = 3570\text{N}$
- ・審査時車両状態における後軸重＝ 720kg
- ・以上の結果、③は次のとおりとなる。

$$\textcircled{3} = \frac{\text{後輪制動力の和}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{3570\text{N}}{720\text{kg}} = 4.958\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「8…」であり、これを切り捨てると、答えは「③ 4.95N/kg」となる。
- ・判定根基準値は、「0.98N/kg 以上」であり、計算値は「4.95N/kg」であることから、判定結果⑧は「○」となる。

第4章 年度別試験問題

- ◎中国運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連については、試問を実施する年度の3年前の7月を自動車の製作年月として出題されることが多い。
- ◎そこで、第4章に収録した過去の試問については、令和5年7月を製作年月として模範解答及び解説を収録した。

4-1 ▷令和7年度第1回 自動車検査員教習修了試問

I 基礎法令

【1】次の各文について、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に照らして適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. この法律で「自動車」とは、人により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。
2. 継続検査、臨時検査又は構造等変更検査を受けようとする者は、国土交通大臣から、当該自動車に係る点検及び整備に関する記録の提示を求められた場合、当該自動車に係る特定整備記録簿を提示しなければならない。
3. 新規登録の申請をする場合において、有効な自動車予備検査証の交付を受けている自動車にあっては、自動車予備検査証の提出をもって当該自動車の提示に代えることができる。
4. 登録自動車の所有者は、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をしなければならない。
5. 運行補助装置の一部である自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーを取り外して行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれのあるものに限る。）は、特定整備に該当する。
6. 保安基準適合標章は、自動車の運行中その前面に指定自動車整備事業規則第二号様式又は第二号様式の二による有効期間及び自動車登録番号が見やすいように表示しなければならない。
7. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の2か月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

【2】次の各文は、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に関して述べたものです。各文の(①)～(⑧)の中にあてはまる最も適切な字句を選択枠から選び、その記号（ア～ト）を記入しなさい。（重複選択可）

1. この法律は、(①)に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに(②)についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. 自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により(③)しなければ、運行の用に供してはならない。
3. 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の(④)に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

4. 自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、その事由があった日から (5) 日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに変更記録を受けるべき時期は、当該自動車を (6) しようとする時とすることができる。
5. 自動車予備検査証の有効期間は、(7) 月とする。
6. 限定自動車検査証の有効期間は、(8) 日とする。

ア：自動車	イ：3	ウ：検査	エ：道路運送車両	オ：整備	カ：使用	キ：6
ク：事務規程	ケ：保安基準	コ：技術基準	サ：15	シ：30	ス：登録	セ：運行
ソ：点検	タ：取付け	チ：9	ツ：14	テ：貼付け	ト：表示	

Ⅱ 整備関係法令

[3] 次の各文について、道路運送車両法及びその他関係法令等に照らして適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 日常点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。
2. 何人も、整備命令によりはり付けられた整備命令標章を破損し、又は汚損してはならず、また、必要な整備をおこなった後でなければこれを取り除いてはならない。
3. 普通自動車特定整備事業とは、普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。
4. 刑法その他の罰則の適用について、自動車検査員は法令により公務に従事する職員とみなすが、保安基準適合証の交付の業務に従事する事業場管理責任者は公務に従事する職員とはみなさない。
5. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任する前に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
6. 自動車点検基準別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷の点検は、12か月ごとに行う点検項目として定められている。
7. 自動車点検基準別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、車載式故障診断装置の診断の結果の点検は、1年ごとに行う点検項目として定められている。
8. 指定自動車整備事業者は、継続検査に際し、保安基準適合証を提出した場合において更新されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日と自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間の最終日が同日の場合は、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。
9. 対象とする自動車の種類が「普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、軽自動車」の指定を受けている指定自動車整備事業者は、最大積載量3tの普通貨物自動車の継続検査の依頼を受け、点検及び整備並びに完成検査を実施して、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付することができる。
10. 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さに関しては、自動車検査証に記載されている値に対して、長さ±3cm、幅±2cm、高さ±4cmの範囲に含まれる場合は、法第67条第1項の「自動車検査証記録事項について変更があったとき」に該当しない。

Ⅰ 基礎法令

【1】

1. × (人⇒原動機) : 車両法 2 条 2 項
2. × (特定整備記録簿⇒点検整備記録簿) : 施行規則 39 条
3. ○ : 車両法 7 条 3 項 1 号
4. × (申請をしなければならない⇒申請をすることができる) : 車両法 16 条 1 項
5. ○ : 施行規則 3 条 8 項イ
6. ○ : 施行規則 37 条の 4
7. ○ : 施行規則 44 条 1 項

【2】

1. ①-エ (道路運送車両) : ②-オ (整備) : 車両法 1 条
2. ③-ト (表示) : 車両法 19 条
3. ④-コ (技術基準) : 車両法 42 条
4. ⑤-サ (15) : ⑥-カ (使用) : 車両法 67 条 1 項
5. ⑦-イ (3) : 車両法 71 条 3 項
6. ⑧-サ (15) : 車両法 71 条の 2 3 項

Ⅱ 整備関係法令

【3】

1. ○ : 車両法 47 条の 2 3 項
2. × (命令を取り消された後でなければ整備命令標章を取り除いてはならない) : 車両法 54 条の 2 3 項
3. ○ : 車両法 77 条 1 項 1 号
4. × (事業場管理責任者も公務に従事する職員とみなされる) : 車両法 94 条の 7
5. × (選任する前に⇒選任した日から 15 日以内に) : 車両法 94 条の 4 3 項
6. ○ : 点検基準 2 条 別表第 3
7. ○ : 点検基準 2 条 別表第 6
8. ○ : 自賠法 9 条 7 項
9. × (普通自動車 (中型) の指定が必要) : 指定規則 第 5 号様式 備考
10. ○ : 自動車部品の取扱い 1. (2) ③

【4】

1. ①-ウ (特定) : ②-オ (完了) : ③-サ (総走行距離) : ④-キ (認証番号) : 車両法 91 条 1 項 1~5 号、施行規則 62 条の 2 1~3 号
2. ⑤-ケ (指定) : ⑥-イ (自動車検査員) : ⑦-セ (番号) : 車両法 94 条の 6 1 項 1~6 号
3. ⑧-ツ (点検整備) : OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針 5. (4) ①
4. ⑨-ト (証明) : 指定規則 7 条 2 項
5. ⑩-カ (11) : 保適の有効期間と自賠保険の取扱い 1、2

【5】

- ①-ケ (必要性) : ②-イ (承諾) : ③-キ (改造) : ④-テ (若草色) : ⑤-カ (橙黄色) : 整備事業の取扱い 別添 1 第 3 2~4、第 5 1~2
- ⑥-オ (公正) : ⑦-タ (全過程) : ⑧-ア (努力) : 整備事業の取扱い 別添 3 第 5 (1) ~ (4)

【6】

- ①-コ (2) : ②-ウ (1/3) : ③-カ (事業場管理責任者) : ④-イ (主任技術者) : ⑤-シ (設備機器) : ⑥-タ (増し締め) : ⑦-ト (点火プラグ) : 整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 1、2

Ⅲ 検査関係法令

【7】

1. × (ボトル留めは不適合) : 審査規程 7-56-13-2-1 (7-56-2-1 (1) ⑤、(2))
2. × (著しくねじれているものは不適合) : 審査規程 7-16-2-1 (2) ①カ
3. × (1 cm 未満は切り捨て) : 審査規程 7-3-1 ②ア (オ)
4. × (1.5t/m³ 以上であるため適合) : 審査規程 7-52-1 (1) ②
5. ○ (0.50m⁻¹ 以下であるため適合) : 審査規程 9-7、別添 11 4.4 (4)